

**「調達等の在り方に関する検討会」  
コロナ禍における大規模事業の担い手の  
在り方について**

**令和3年6月  
経済産業省**

# 大規模事業の担い手について①

- 昨今の給付金関連事業のような非常に多くの者に対して、迅速・着実に必要な資金等を届ける事務局機能の担い手をどのように考えるか。
- 「調達等の在り方に関する検討会」にて、外部有識者との間で以下のような内容の議論を行った。

## 【主な意見の内容】

- 昨今の委託事業と補助金事業では、似たような側面を持っている部分も多々あるため、実態に鑑みて境目を柔軟に扱うことを検討する必要がある。
- 大規模事業の事務局の担い手については、機動的な体制を構築することが役割の一つである独立行政法人などが主な主体となり得ると考えられる。
- コロナ禍において、公的サービスの担い手を再度検討する時期になっており、行政としても自身の機能向上を図りつつ複数の執行方法を確保することや、その他の主体となり得る組織の構成を把握しつつ、担い手を検討する必要がある。

# <参考> 各国のコロナ関連対応について



## 米国：総額2兆6,850億ドル規模(約290兆円) 対GDP比：約12%

給付政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家庭への給付金制度：成人1,200ドル、未成人(17歳以下)500ドル支給。(収入が一定額超の減額が条件)</li> <li>⇒<b>1週間程度で支給</b>。(昨年の確定申告をもとに対象者へ自動的に振り込まれるため、<b>申請の必要なし</b>。)</li> <li>失業給付の拡充：各州からの給付に追加して、7月末まで600ドル/週の追加給付。</li> </ul>
その他の関連政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>Paycheck Protection Program(雇用維持関連貸付制度)4月3日～6月30日までの申請：従業員の給与、賃料、保険、公共料金等の支払のために一事業者あたり最大1,000万ドルの融資。8週間以上の雇用維持を条件に、ローンのうち給与、賃料等に充てられた金額については返済が免除。</li> </ul>



## 英国：総額3,500億ポンド規模(約46兆円) 対GDP比：約16%

給付政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>自営業者向けの給付制度(事業税(非居住固定資産への課税)制度がベース)</li> <li>■ 事業税の減免を受けている小規模事業者：1万ポンド(約133万円)/社</li> <li>■ 小売・観光・娯楽業向け・課税評価額5.1万ポンド(約678万円)未満の小規模施設：最大2.5万ポンド(約333万円)</li> <li>⇒<b>1週間程度で支給</b>。(英歳入関税庁に給与の支払い名簿を登録している場合)</li> </ul>
その他の関連政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ対策信用保証制度(CLBILS)：2,500万ポンド/社の融資の8割を政府が保証。(年間売上高4,500万～5億ポンド)</li> <li>中小企業向けコロナ対策貸付制度：借入限度額の増額(500万ポンド：約6.6億円迄)、融資期間6年。(当初12か月利息を政府負担)</li> </ul>



## ドイツ：総額7,500億ユーロ規模(約90兆円) 対GDP比：約22%

給付政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>総規模事業者、個人事業主、フリーランサーへの給付制度(3か月間の営業経費(貸付費用、リース費用等)のみ申請可能)： <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1～5名の従業員：最大9,000€(約108万円)</li> <li>■ 6～10名の従業員：最大15,000€(約180万円)</li> </ul> </li> <li>⇒<b>2～3日程度で支給</b>。(オンラインでの申請フォームをいち早く採用)</li> </ul>
その他関連政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ復興金融公庫による信用保証枠設定(4,600億ユーロ(約55兆円))。</li> <li>経済安定化基金の創設：企業の流動性と支払能力確保のため、企業救済ファンドの設立(6,000億ユーロ(約72兆円)規模)。</li> </ul>



## フランス：総額3,450億ユーロ規模(約45兆円) 対GDP比 約14%

給付政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>零細企業(従業員：1～9人)支援のための連帯基金の設立：レストラン、小売業、観光関連事業者など1,500ユーロ(約18万円)</li> <li>※年間売上高100万ユーロ未満(約1.2億円)、2020年3月の売上が前年同月比7割以上の減少</li> <li>⇒<b>一週間程度で支給</b>。(オンラインで申請)</li> </ul>
------	--

# <参考> 経済産業省の予算(当初+補正+予備費)、定員の推移

令和元年度			令和2年度	
約2.6兆円		➡	約24.7兆円	
<b>9.1倍増</b>				
キャッシュレス補助金	約4300億円 (当初・補正)		資金繰り支援 (コロナ対応)	約9兆円 (補正)
生産性革命推進事業	約3600億円 (補正)		持続化給付金	約5兆2000億円 (補正・予備費)
サポカー補助金	約1100億円 (補正)		グリーンイノベーション基金	約2兆円 (補正)
ポスト5G基金	約1100億円 (補正)		Go Toキャンペーン事業	約1兆7000億円 (補正)
			事業再構築補助金	約1兆1000億円 (補正)
			サプライチェーン補助金	約5000億円 (補正・予備費)
			生産性革命推進事業	約4000億円 (補正)

経済産業省の定員

令和2年度 (7,982人) ➡ 令和3年度 (7,970人) (▲12人)

## 大規模事業の担い手について②

- 当時、政府における「小さな政府」としての役割を検討する上で、官業を民間に開放することで、**民のノウハウを活用することで公共サービスの質の改善や効率化**を図ってきた。
- その上で、様々な主体となり得る組織の特性等を勘案しつつ、適切な対応機関の検討を進めてきた。

### 【これまでの経緯】

前提：行政サービスの民間開放には、民間事業者による創意工夫ある取組によってサービスが効率的・効果的に実施される。 ※規制改革推進会議より引用（平成15年12月22日）

#### ● 独立行政法人の活用

政府の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を担当する独立の法人機関として組織された独立行政法人を活用。



#### ● 事業仕分け（行政刷新会議）

国民に対して、国家予算の執行の実態について透明性を確保するために実施。国から完全に独立した組織体による事業執行が、高い行政サービスの提供につながるとして、予算執行における独立行政法人の活用が牽制された。



#### ● 現状の執行

コロナ禍において、大規模事業の担い手をどのような組織が主体となって対応するべきか検討している。

# 大規模事業の担い手について③

## <事務局機能の担い手となる主体について>

	メリット	デメリット
国	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の執行を直接管理することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人員等の大幅な増強が必要だが、柔軟な人員増強は困難。</li></ul>
独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の執行を直接管理することができる。</li><li>・機動的な体制構築に関するノウハウがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人員等の大幅な増強が必要。</li></ul>
社団法人 財団法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・必ずしも収益性は必要ではない。</li><li>・財務諸表への配慮が不要。</li><li>・事業執行の専門性が高い。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・規模が小さい法人が多く、再委託費率が高くなる傾向がある。</li><li>・事業構造が複雑になることによる、ガバナンスや情報開示などへの対応が困難になる場合がある。</li></ul>
民間企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業執行の専門性が高い。</li><li>・株主対応を踏まえた、ガバナンスや情報開示などへの対応が十分になされている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の収益性が必要。</li><li>・財務諸表への影響がある。</li></ul>

# <参考> デジタル庁が目指す姿

～デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に呵成に作り上げる～

## As Is

(令和3年9月1日に発足)

今般の新型コロナウイルス感染症により、

- ・日本経済への甚大な影響。回復の遅れ。
- ・官民のデジタル化の遅れの顕在化。

## To Be

デジタルに対する社会受容性が高まっている今こそ、デジタル庁は、

- ・未来志向 (Future Driven) のDXを大胆に推進。成長の原動力に。
- ・徹底した国民目線でのサービス創出。全国民にデジタル化の恩恵を。
- ・人に優しいデジタル化の推進。グリーン社会の実現にも貢献。



### ①徹底したUI・UX/国民向けサービスの実現

#### 国・自治体

- サービスの提供
- システムの整備
- データ標準の策定

#### 準公共

- サービスの提供
- システムの整備
- データ標準の策定

#### 民間

- サービスの提供
- システムの整備
- データ標準の策定

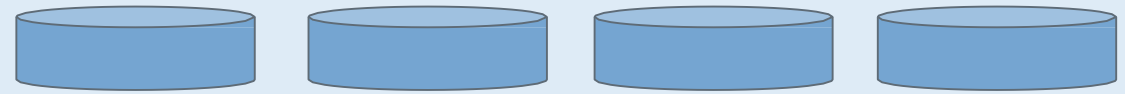
### ②マイナンバー・マイナンバーカードなどデジタル社会の共通機能の整備・普及/PFとしての行政

ID制度の整備・利用拡大  
(マイナンバー、法人番号等)

認証制度の整備・利用拡大  
(電子署名、商業登記電子証明書等)

インフラの構築・提供  
(ガバメントクラウド、ガバメントNW等)

### ③データ戦略 (ベース・レジストリの整備/トラストの確保/DFFTの推進)



※分散管理でのデータ活用

これらを効果的に実施するため、

- ④官民をあげた人材の確保・育成
- ⑤新テクノロジーを大胆に活用 調達や規制の改革

## <参考> コロナ禍における予算業務について①

### ■コロナ禍における執行管理業務の在り方

- 今般のコロナ禍への対応のため、予算執行管理業務を標準化し、複数者で作業を共有しながら予算執行する体制や仕組の構築が重要である。
- 具体的には、以下の対応を推進する。
  - ツールの共通化(IT化)による執行事務の効率化、標準化  
例) 予定価格積算ファイルの標準化など
  - デジタル手続に対応した作業の見える化、具体化  
例) チェック箇所のマーキング、よくある誤りの見える化など
  - 手続やノウハウを共有できる仕組・体制の構築  
例) 予算執行職員向けの手続研修、事例の共有・蓄積など



## <参考> コロナ禍における予算業務について②

○今般のコロナ禍において、会計業務においても、以下のようなデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めている。

- 調達、執行手続に関する全面的な押印、書面廃止

当省と事業者の間における契約手続について、デジタル化の推進の観点から原則押印、書面を求めないこととしている。

- GビズID

事業者が1つのID、パスワードで様々な行政手続の電子申請の際に利用できる共通の認証システム。

昨年度より運用を開始。現在補助金申請システムや社会保険手続き等の行政手続の認証基盤として活用されている。

- 補助金申請システム「Jグランツ」

国や地方公共団体(都道府県等)が執行する補助事業への電子申請を行えるシステム。

自宅や職場など、いつでも、どこでも申請を可能とすることで、書類提出にかかる手間やコストの削減を実現。

- RPA(Robotic Process Automation)

多種多様に亘る会計業務の単純作業を効率化するため、RPAを活用。国や地方公共団体(都道府県等)が執行する補助事業への電子申請を行えるシステム。

例えば、入札情報を対外発信する際のメルマガ配信登録作業や、振込先口座情報のシステム登録作業などの自動化。